

議案第5号

阿見町職員定数条例の一部改正について

阿見町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員定数条例の一部を改正する条例

阿見町職員定数条例(昭和37年阿見町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 町長の事務部局の職員(選挙管理委員会、監査委員の事務局及び公営企業の併任職員を含む。) 377人

第2条中第3号を削り、第4号中「83人」を「50人」に改め、同号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条中「前条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。  
(定数外職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に定める職員の定数の外に置くことができる。

- (1) 休職を命ぜられた職員
- (2) 国及び他の地方公共団体へ派遣された職員
- (3) 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年阿見町条例第24号)第2条第1項各号に掲げる公益的法人等へ派遣された職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阿見町職員定数条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(職員の定数)</p> <p><b>第2条</b> 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>町長の事務部局の職員 294人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>監査委員の事務部局の職員 3人</u></p> <p>(4) <u>教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 83人</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(職員定数の配分)</p> <p><b>第3条 前条</b>に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p><b>第2条</b> 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>町長の事務部局の職員(選挙管理委員会、監査委員の事務局及び公営企業の併任職員を含む。) 377人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 50人</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(定数外職員)</u></p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる職員は、前条に定める職員の定数の外に置くことができる。</p> <p>(1) <u>休職を命ぜられた職員</u></p> <p>(2) <u>国及び他の地方公共団体へ派遣された職員</u></p> <p>(3) <u>阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年阿見町条例第24号)第2条第1項各号に掲げる公益的法人等へ派遣された職員</u></p> <p>(職員定数の配分)</p> <p><b>第4条 第2条</b>に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p>	

## 議案第 5 号説明資料

### 阿見町職員定数条例の一部改正について

#### 【制定の理由】

町民に行政サービスを安定的に提供するため、職員の定年年齢の引き上げに伴い、若い職員の採用を継続して組織活力を確保するとともに、業務量の変化等に対応できる柔軟性のある行政組織を構築するため、阿見町職員定数条例に所要の改正を行う。

#### 【主な内容】

##### (1) 職員定数の事務部局の見直し（第 2 条関係）

選挙管理委員会の事務、監査委員会事務局の事務又は公営企業の一部の事務を担っている職員を、現状に合わせて町長の事務部局の職員に含める。

##### (2) 職員定数の見直し（第 2 条関係）

職員の定年年齢の引き上げに対応するとともに、業務量の変化にも柔軟に対応できる行政組織運営を確保するため、職員定数を見直す。

##### (3) 「定数外職員」規定の新設（第 3 条関係）

業務に従事させることができない職員について、町民に対する行政サービスの低下を招くことのないよう、定数外の扱いとする規定を新設する。